

避難施設指定に係る協定書

令和3年11月26日

避難施設指定に係る協定書

彦根市長 和田 裕行（以下「甲」という。）と株式会社一圓興産 代表取締役社長 一圓泰成（以下「乙」という。）との間において災害時に市民等が安全かつ速やかに避難するための避難施設（指定緊急避難場所）の指定に関し、次のとおり協定する。

（避難施設の名称等）

第1条 避難施設の名称および所在地については、次のとおりとする。

避難施設名 彦根キャッスル リゾート&スパ

所在地 滋賀県彦根市佐和町1-8

（避難施設としての維持管理）

第2条 乙は、災害時の避難場所としての利用を妨げたり、避難者の安全を損なう事態が生じることのないよう日常から施設の維持管理に努めるものとする。

（避難施設の開設）

第3条 彦根市災害対策本部は、災害の状況に応じて、市民を避難させる必要が生じた場合は、乙に対して避難施設の開設について連絡するものとする。

2 乙は、彦根市災害対策本部から連絡を受けた場合、または住民の判断による自主的な避難が行われる場合についても施設を避難施設として開設するものとする。

（避難施設への担当職員の派遣）

第4条 彦根市災害対策本部は、避難施設の開設を連絡したときは、必要に応じ担当職員を派遣し、施設管理者とともに避難施設の管理運営に当たらせるものとする。

（避難収容時の対応）

第5条 乙は、彦根市地域防災計画に定めるもののほか、避難所機能の維持および人心の安定に努めるものとする。

（避難施設の閉設）

第6条 彦根市災害対策本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったときは、避難施設の閉設を決定し、乙に連絡するものとする。

（避難施設の周知）

第7条 甲は、避難施設の指定に関し、乙の施設が避難施設であることの周知を行うものとする。

(避難地看板の設置)

第8条 甲は、避難施設と指定した乙の所有（管理）する施設の入口付近に、市民が安全かつ速やかに避難することを目的とした避難地看板を設置するものとし、乙は、当該看板設置に関し、協力するものとする。

(施設維持管理責任者の報告)

第9条 乙は、当協定の締結に伴い、施設の維持管理責任者を甲に報告するものとする。なお、施設の維持管理責任者が変更された場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(施設所有者等の変更)

第10条 施設の所有者（管理者）が変更される場合は、乙は、事前に甲に連絡をするものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年11月25日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも文書をもって協定の解除または変更の意思表示がないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

(その他)

第12条 この協定書に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月26日

甲 彦根市元町4番2号
彦根市
彦根市長 和田 裕行

乙 彦根市佐和町6-15 文教ビル2階
株式会社一圓興産
代表取締役社長 一圓 泰成

(施設維持管理責任者)

役職名・氏名 総支配人 竹川 秀人
電話番号 0749-21-2001